

はじめに～本検討委員会の検討課題と経過

○本検討委員会は、新潟市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の自主財源の確保に努め、活動基盤の整備を図り、併せて事業体系を整備・検討することを目的に設置された。

○本検討委員会において検討課題として想定したのは以下の事項である。

- ① 自主財源（会費収入、共同募金収入、寄附金収入、事業収入、その他）
- ② 自主財源を活用した地域の創意工夫による自主事業

○本検討委員会では、本年6月の設置以降、次の5回にわたり検討を行ってきた。
その結果について主要な意見を中心に取りまとめ、報告するものである。

開催月日	回数	協議内容
6月25日	第1回	自主財源の現状及び課題
7月28日	第2回	会員会費(1)
9月8日	第3回	会員会費(2)
10月14日	第4回	その他自主財源
12月15日	第5回	取りまとめ

1. 社協会員会費のあり方について

(1) 会員制の問題

1) 社協の会員制の意義

○社協は、地域福祉推進のために参加・協働する地域のあらゆる団体・組織を構成員とし地域社会の総意を結集し、その構成員は、住民組織、社会福祉に関する活動を行う団体、公私の社会福祉事業者及び社会福祉関係団体等、地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体を基本に組織することが望ましいとされている。

○社協の住民会員制度は、社協の行う事業を地域住民の参加・協力・支持によって進めるために必要であり、会員となることを通して、地域福祉の推進や社協事業への参加を意思表示していただくものである。従って、住民会員制度が賛助会員的性格を有するという意味では地域住民の自覚に基づく加入を基本として整備を図る必要があり、一律・機械的なものではなく、自覚ある加入を広げる中でいわゆる「全戸加入」を目指すことが必要である。

○さらに、地域住民に対する情報提供、相談、機材の提供、社協事業への参加や意見を反映できる機会の提供（委員の公募等）等を通じて、社協への住民参加を大きく進め、住民会員の増強を図っていくことが望まれる。

○社協の会員とは、一般的に会費納入によって資格・権利を生ずる社団法人の「社員」とは性格が異なり、会費の納入如何に関わらず社協の各種サービスを受けることができる。従って会員会費は、地域福祉を推進する団体としての社協を「お金」で支えるという「募金、寄附金」のような要素が強く、会費を納める行為そのものは、ボランティア活動の一貫としてとらえられる。

2) 会員意識の醸成と社協の認知度の向上に向けて

○住民の多くは、社協会員であるという意識が乏しいことが、先般行った市福祉のまちづくりアンケートにより明らかになった。それによると「社協の名前も活動も知らない。」という住民が約20%あり「名前は聞いたことがあるが具体的な活動を知らない。」という住民が約50%と合計で約70%の住民が社協に対する認知度が低いという結果が出た。

○社協は、長年地縁団体に支持され、これを基盤に地域福祉を推進してきた歴史がある。従って住民を会員とする会員制は引き続きこれを堅持すべきであるが、そのためにも具体的な活動を通して社協の認知度を高めていく必要がある。

○社協自らで自己PRを行うにも限界があるため、社協活動と車の両輪に例えられる市（＝行政側）にも機会を捉えては社協を積極的にPRしてもらえるような働きかけが必要であるとの意見があった。

○この度の地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定過程で住民座談会等を通して、福祉課題、地域ニーズの把握に努める中で社協の存在意義や社協の役割が浸透するなど一定の成果が見られたとの報告があった。

○区社協が各種助成金を交付して行う福祉活動の現場に区社協の役員が積極的に顔を出すことは、社協の認知度を高める効果があるとの意見があった。

○後述する、会費の集金方法にも関連するが、今後は、住民が社協会員であることの意識を持てるために、例えば会員証を門表として貼付したり、携帯型の会員証を発行したり具体的な方法を実践したらどうか。また、認知度を向上させるために通常の広報・啓発活動に加え、コミュニティFM放送等様々なメディアを使ったPRの活用、会員証の付加価値として企業とのタイアップにより会員証の提示による商品割引などを検討したらどうか。

(2) 会費集金の問題

1) 現状を踏まえた集金方法について

○現在一般会員会費の集金については、自治・町内会に依頼をしており、その集金方法は大きくわけて3種類存在する。(P.12 ※1参照) 一番多い集金方法は、自治会費から一括して納入する方法であり、全体の約5割強となっている。その集金方法は、長年それぞれの地域により一番合理的な方法が取られ、平成19年度末には、全世帯の約6.8%が納入し、会員となっている。

○先般の滋賀県甲賀市の自治会費増額決議を無効とする大阪高裁判決(P.12※2参照)が今後的一般会員会費及び共同募金の集金に大きく影響すると予想される。当該判決に対する全国社会福祉協議会、中央共同募金会の見解を整理する。

- ① 今回の判決は、社協会費等を自治会費に含めて集めることが違法であるとの判断を下したものではなく、社協会費等を自治会費と一括で集めるために会費増額の際にそれに応じなかった住民が自治会から脱退を強制されたことが問題であった。
- ② 社協会費等の納入の協力を自治会に依頼する場合、その集金方法が自治会に委ねられ、各自治会で承認された方法であれば、自治会と一括して集める方法を選択すること自体に問題はない。

○一般会員会費を集金する際に次の点について配慮して実施することが必要である。

- ① 出来るだけ一律・機械的な集金をしないこと。
- ② 住民が強制感を抱かない方法をとること。
- ③ 住民のプライバシーに配慮された方法とすること。

○以上を考慮した場合、当委員会としては「封筒方式」が最も望ましい集金方法であると考えるが、その他の方法も長年それぞれの地域で理解、浸透された方法であるため、一概に否定はできない。従って次の点に留意をし、実施する

ことが望まれる。

- ① 社協会費を納めることは、強制ではないことを住民に理解をしてもらうこと。
- ② 特に自治会費一括納入方式については、総会等で説明をし、議決を得た上で行ってもらうこと。この方式は、住民にとっては支払った認識が薄くなるため、社協は、会員意識や社協の認知度、事業への理解度を上げるための工夫をすること。
- ③ 芳名録方式については、氏名を書かなかつたことが結果として会費を出さないと推測される点についてプライバシー侵害の恐れがあり、民法上の不法行為責任を問われる可能性が指摘されている。従ってこの方法は、段階的に廃止の方向で検討するよう自治会に促し、廃止までの当分の間この方式を取る場合は、総会等で説明をし、議決を得た上で行ってもらうこと。

2) 内部職員検討会（ワーキングチーム）の試案

- 当委員会の意見を踏まえ、社協内部職員で検討を進めてきた試案(P.13 ※3 参照)については、現段階で具体的な検証はしていないが、今後の一つの選択肢として、今後さらに検討を進めていくべきである。

(3) 会員増強の具体策

- 一般会員の増強策には、アパート、マンション住民への理解促進があげられる。具体的には、マンション建設の前に開発業者や建設後速やかに管理組合などに働きかけることで一定の理解が得られるのではないだろうか。
- 今後積極的に会員加入を働きかける対象は賛助会員である。その内、特に企業・団体に対して、協力依頼をすると共に会費を寄せていただくことそのものが社会貢献活動であることから、広くそのことを内外にPRし、会費納入意欲を促す必要があると考える。
- 併せて、社協は、会費納入以外の社会貢献活動の相談を受けたり、従業員に対

する福祉教育、ボランティア教育を出前講座で行ったりする等を積極的に行い、社協と企業との連携・協働のきっかけづくりを積極的に行うべきである。その際の留意事項として、企業・団体の場合景気の影響を大きく受けやすいため中途脱退が想定されるが企業・団体として社会貢献が企業・団体のイメージアップにつながることを十分に説明したらどうか。

- これら企業・団体とは、一番身近な区社協が接点を持ち、企業・団体と良好な関係を構築する必要がある。従って贊助会員における企業・団体の会費は、区社協で募集し、区社協の財源とすべきである。その一方で法人本部の財政強化の観点から1割程度の配分があつてもよいのではとの意見もあった。
- 取り組むべき事業の方法として、会費が寄せられた企業に使途が明らかになるような仕掛けをすると効果的であるといえる。例えば、企業名を冠した事業(冠事業)を実施するなど、企業の社会貢献活動のPRにも一役買いつながら会員意識を助長することも重要である。
- 赤い羽根共同募金の法人募金で既に協力を依頼している企業・団体に対しては、依頼が重複するが、社協会費と共同募金のそれぞれの趣旨を十分に説明し、それに協力が得られるように努めるべきである。その際は、従来のDM(ダイレクトメール)方式だけではなく、社協役職員、共同募金委員等が直接企業等を訪問して信頼関係を構築する中で会員獲得に向けて努力したらどうか。
- 納入率をアップさせるためには、社協事業の住民の理解促進が何よりも重要であることから、市社協は、全市的な視点で社協の役割や事業を様々な機会を通じてPRすることに努めること。区社協は、住民に一番身近な組織として住民を巻き込んだ事業に取り組み、会費が福祉事業に大いに活かされていることをそれぞれの役割の中で積極的にPRしたらどうか。

(4) 一般会員会費額について

○平成17年度の合併後、一般会員会費額は、年額400円を基本に、500円、600円と区によって差異が生じている。このことは、分権型政令市として区の特色として捉えるか否かは意見が分かれることもあるが、基本的に会員会費額のバラツキは、不公平感や住民の納入意欲にも影響するため統一することが望ましいと言える。しかし、現にそれぞれの会費額で既存事業が成り立っていることや現在の会費額に引き上げた際の苦労の経過から考えても統一は簡単なものではないとの意見があった。

○そこで当委員会では、次のような提案をする。

会員会費額400円を「市社協会費」とし、それよりも上回る会費差額を「区社協会費」として明確化することを提案する。その際、現行の区社協活動財源のために還元される交付金の8割は、市社協会費である400円に掛かるものとし、「区社協会費」は分権化として区の独自性を尊重する考え方から、今後事業の推進、発展のために区独自で金額設定できることが望ましいと考える。

(なお、市社協会費額の決定は、会員規程第4条第2項の規定により毎年度末に理事会、評議員会で議決することとなっている。)

○一部の小地域社協（地区社協）で独自に会費を集金して、独自事業に充当するケースも散見されるが、これについては、主体性を尊重するものの、事業実態を把握し、社協事業にふさわしいかどうかを適切に評価し、効果的な事業推進に努めるものとする。

○同一区内で会費額に差異が生じているところについては、できるだけ速やかに統一することが望まれる。その際は、既存事業の見直しを図りながら、全区的に推進する事業をより一層明確化し、区内の住民の一体感を大切にしながら、住民の理解を得、段階的に統一したらどうか。

2. 共同募金及びその他の財源のあり方について

(1) 共同募金運動の課題と対策

○新潟市は、平成17年の市町村合併により人口、世帯数とも増大した。（新潟県

民の約3分の1は、新潟市民である。) 従ってその影響により共同募金のA目標額（全県的な募金目標）が大きく割り当てられる。（P.14 ※4参照）

○新潟市は、他市と比較して、戸別募金額が低いため、総体的に募金総額が少なくなっている。（P.15 ※5参照）

○A目標額（全県的な配分目標）が大きく割り当てられているため、集めた募金の約3割程度しか地域配分（B配分額）がない。このことにより、市民の共同募金に対する協力意欲が低下するのではないかとの懸念の声がある。

○A目標額は、募金が「集まる、集まらない」に関わらずに世帯数や納税額で自動的に決まってしまうため、特にアパート、マンション地域については、いくら自治町内会から協力いただいても募金実績をこれ以上伸ばすことは至難の業である。

○一連の共同募金改革の動向を踏まえながら、今後の対策として次の点について、新潟県共同募金会に要望をしていく。

- ① A配分（全県的な配分）とB配分（地域配分）の割合をB配分（地域配分）に重視すべきである。
- ② A目標額は、募金実績を考慮して決定してもらう。
- ③ A配分の審査の一部を共同募金会新潟市支会が引き受け、公募型の事業（地域づくり支援、子育て支援、防災等）に重点配分されるように審査、配分決定を行う。

（2）その他財源の課題と対策

○寄附金の中には、「介護サービスでお世話になった」として香典返しが含まれている。今後、寄附文化の創造を念頭に香典返しが地域福祉の推進に寄与することを理解してもらうことが必要である。（P.15 ※6参照）

○ライオンズクラブ、ロータリークラブ、国際ソロプチミスト等の奉仕団体と良好な協力関係を構築し、財源的な応援を改めて要請することも必要であるとの意見があった。

○他都市社協では、研修会の利用料収入を安定的に確保したり、出版による書

- 籍収入を見込む社協もあることを参考にして、参加する市民から参加費、利用料で「事業を応援してもらう」よう働きかけを行うべきである。
- 大学・短大・専門学校等の学生の社会福祉現場実習、介護実習やインターンシップ等による実習費用の収入も大きい。福祉専門職、福祉マンパワーの育成は、社協の大きな使命である観点からもこれを積極的に受け入れ、実習費用収入を事業費に充当するような仕組みづくりをするべきである。

3. 市民参加による社協運営の方向性

- 市社協の運営に正に市民参加の理念を取り入れるためには、一般的に議会に相当すると言われる「評議員会」に市民公募枠を創設し、社協運営に直接参加する機会を設けることを検討すべきである。
- 社協が「住民に支えられる組織」であることをより一層明確化するためには、小地域社協、区社協、市社協の役員、評議員の選出を選挙や信任投票などの手続きを取ることで役員選出過程を透明化させ、市民参加が明確化されるのではないかとの意見があった。
- しかし、昨今、あらゆる地域の要職にあっては、リーダー不在や後継者の育成が大きな課題となっている。このような現状を鑑みた場合、選挙制、信任投票制を実施する場合は、地域事情に十分に配慮していく必要がある。
- 社協を下支えする自治町内会長に積極的に社協運営に発言を求めるために、自治町内会長を「(仮称) 福祉委員」に委嘱し、年数回意見拝聴の場を設けることで、地域ニーズの発掘や地域情報の収集に役立てられないだろうか。

4. 自主財源を活用した新たな事業展開

- 会員会費、共同募金、寄附金等の自主財源を安定的に確保しながら、新潟市社協の新たな展開に向けて、(仮称) にいがた安心しさえ愛ネットワーク事業を構築し「断らない社協～繋ぎ・創る社協」を目指していく。
- とかく高齢者福祉の中心は介護に多くの財源や労力が投入されがちであるが、健康で元気な高齢者の社会参加を通した人材活用、生きがい対策なども視野に

入れながら具体的な事業に反映させることも重要である。

おわりに～今後の実行体制について

- 本委員会としては、報告に基づき取り組みを進めるにあたっては、優先順位を決め、財源も含めたアクションプランを策定することなどにより、実行に向け本部・区社協一丸となった取り組みが必要であると考える。
- 併せて（仮称）にいがた安心さきえ愛ネットワーク事業など新たに取り組みを着実に実施することが、ひいては社協に対する住民の理解も一層進むこととなり、自主財源を含む基盤強化が必然的に図られるものと考える。

以上

※1 一般会員会費の集金方法

封筒方式

会費集金用の戸別封筒を社協が用意し、自治会を通じて配布、集金を依頼するもので、支払う意思が尊重されると共にプライバシー侵害の問題もない。但し、自治会側の配布、集金の手間が掛かること、封筒の印刷費が掛かることなどの問題がある。

芳名録方式

回覧板で自治会内の班・組に回覧板を廻し、会費を納める意思のある世帯から署名（金額を記載することもある。）をもらい、後日この署名に基づき自治会役員が集金に廻るもの。署名した世帯には確実に集金ができるメリットがある。しかし、隣家が署名することで強制感が生じたり、署名しなかった世帯のプライバシーの問題が生じたりとの指摘もある。

自治会費一括方式

自治会の総会決議により、自治会費の中から社協会費を予算化し、一括で社協に納入する方法。自治会役員が戸別に集金する手間がかからずこの方法が年々増えている。但し、払う、払わないの意思が不明確となったり知らない間に会費が払われていたりと会員意識が希薄になる原因ともされている。

※2 大阪高裁判決

赤い羽根共同募金や日赤への寄付を自治会費で徴収できるかが争われた訴訟の判決で、大阪高裁（大谷正治裁判長）は24日、「事実上の強制で思想、信条の自由を侵害する」として自治会の決議を無効とする判決を言い渡した。昨年11月の1審大津地裁判決は「思想信条への影響は抽象的だ」として請求を退けていた。訴えていたのは滋賀県甲賀市甲南町の「希望ヶ丘自治会」の住民5人。判決によると、この自治会には約900世帯が加入。従来、班長らが訪問して寄付金を集めていたが、協力を得られなかつたり留守だったりするなど負担が重く、班長になるのを避けようと休会する人もいた。そこで負担を解消しようと2006年3月の定期総会で、年会費を6000円から8000円に増額することを賛成多数で決議。増額分を地元小中学校の教育後援会や赤い羽根共同募金会、日赤、歳末助け合い運動などへの寄付金に充てることにした。（2007.8.24 共同通信）

※3 内部職員検討会（ワーキングチーム）の試案

- 現在の一般会員は、世帯住民を対象とし、会費の集金は自治会に依頼をしている。この他に賛助会員として意志のある個人は、一般会員とは別に会費を納めていたりしている。本来、会員の在り方とは、このように意志を持って会費を納めてくれる方であり、このような会員が多く存在すればこそ、前記した「会員の意識」や「社協の認知度」、「会費の集金方法」の諸問題は一気に解決するものである。
- 現在の自治会を通じた世帯会員制度は、集金方法はバラバラであり、特に今後増加すると思われる、自治会費一括納入の場合、誰が会員であるのか把握が困難であり、会員台帳も存在しない。会費は安定的に納まるが、社協の認知度は思うように上がらないという悪循環に陥っており、既に制度疲労を起こし、限界にきているのではないだろうか。
- 一方で、自治会を通じた世帯会員が会費収入全体の約95%を占めている現状を鑑みた場合、既存サービスが低下してはならないため止めるわけには行かない。このようなジレンマの中でこの問題は、常に古くて新しい問題であったと言える。
- そこで次のようなやり方も選択肢の一つとしたらどうか。
- ① 将来的に自治会を通じた世帯会員制を止め、新たに（仮称）自治会会員として、自治会を一つの団体会員として位置づけ、世帯数に応じた定額会費を納めてもらう。その際は、第2回委員会で議論された「会費の割落とし」を考慮し「単価×世帯数」で納めてもらうのではなく「〇〇〇～〇〇〇世帯は〇万円」というような幅を持たせた金額設定にしたらどうか。この場合のデメリットは、「自治会としては、社協の会員にならない。」と議決されたら1円も収まらないということになるが、この点は、自治会の福祉活動を社協が応援をし、会費が活動に還元されることを積極的に説明し、理解を進めいく必要がある。
- ② 低所得の高齢者で年額400円の社協会費を負担に感じ、収められないことに肩身の狭さを感じるという話を良く耳にする。政令市新潟市社協は、支

援は個人・個別にきめ細やかに行い、会員会費の負担は、自治町内会やコミュニティを単位とすることは、地域コミュニティの推進を掲げる新潟らしい方式ではないだろうか。

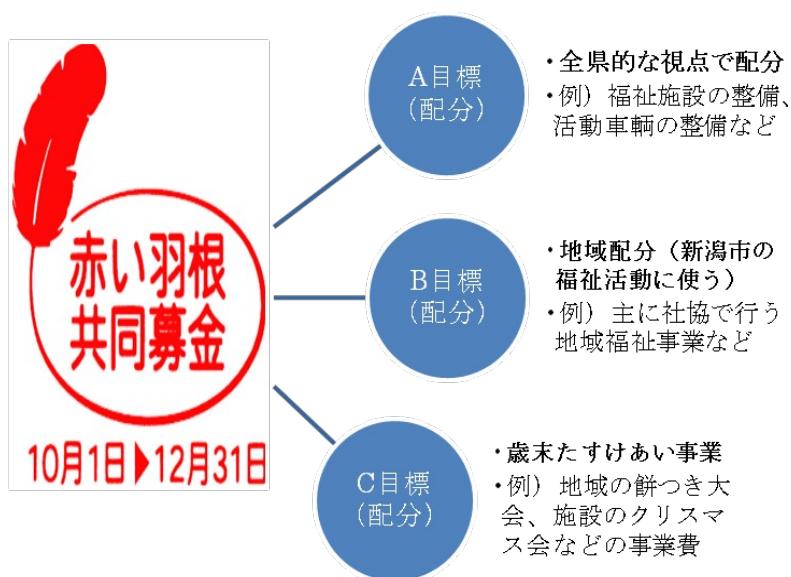
- ③ 賛助会員としての個人会員（世帯会員含む）は、あくまで意志を持って会員となる者であり、会員証の発行、会員台帳の整備が容易にでき、正に会員制の基盤ができる。
- ④ 社協は、次世代を担う福祉マンパワーの育成を使命としながら、主に福祉系大学、短大、専門学校等と連携している。具体的には、学生の実習やインターンシップの受け入れを積極的に行っている。このような現状から、新たに「(仮称)学校会員」のようなものを新設し、「学校と社協」との緊密な連携・協働を実現する必要がある。

※4 共同募金の仕組み

A目標額 ⇒ 世帯割85%、県民税賦課額割15%で計算をして県共同募金会が決定。

B目標額 ⇒ 共同募金会の各区分会が目標を立て、市支会が決定。

C目標額 ⇒ 歳末たすけあい事業に合わせて各分会が立て市支会が決定



※5 平成19年度共同募金実績額から見た戸別募金単価

市町村名	戸別募金の平均単価
新潟市	272円
長岡市	527円
上越市	534円
三条市	490円
柏崎市	350円
新発田市	484円
市平均	469円

※6 寄附金、その他財源の現状

【平成19年度寄附金】

寄附の種類	寄附先	寄附金額(円)
一般寄附	法人本部(144件)	8,881,213
指定寄附	区社協(134件)	6,834,559
【内訳】		
	北 区(14件)	714,498
	東 区(18件)	104,657
	中央区(5件)	148,539
	江南区(17件)	399,012
	秋葉区(34件)	544,096
	南 区(12件)	622,070
	西 区(9件)	547,093
	西蒲区(15件)	1,183,695
	その他(10件)	2,570,899
合 計	(278件)	15,715,772

【平成19年度その他収入】

項目	収入額(円)
実習生受け入れ謝礼金(137件)	1,545,710
自動販売機売上(市総合福祉会館)	644,978
自動販売機、公衆電話売上(南区白寿荘)	197,242
合 計	2,387,930

新潟市社会福祉協議会活性化検討委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	所 属
委員長	高 橋 秀 松	新潟市社協理事（社会福祉施設関係者）
副委員長	池 田 正	北区社協会長
委 員	西 村 信 二	新潟市社協理事（賛助会員代表者）
委 員	渡 辺 健 一	新潟市社協専務理事
委 員	大 掛 幸 子	新潟市社協評議員（学識経験者）
委 員	滝 澤 宇 平	東区社協副会長
委 員	湯 川 誠	中央区社協副会長
委 員	佐 藤 繁 穂	江南区社協副会長
委 員	春 日 忠 男	秋葉区社協理事
委 員	田 中 清 彦	南区社協会長
委 員	柳 澤 謙 讓	西区社協会長
委 員	吉 崎 賢 一	西蒲区社協理事

新潟市社会福祉協議会活性化検討委員会要綱

（目的）

第1条 新潟市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の自主財源の確保に努め、活動基盤の整備を図り、併せて事業体系を整備・検討するため、定款第19条及び運

常検討委員会規程に基づき、「新潟市社会福祉協議会活性化検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討をする。

- (1) 自主財源（会費収入・共同募金収入・寄付金収入・事業収入・その他）
- (2) 自主財源を活用した地域の創意工夫による自主事業

（組織）

第3条 委員会は、次の者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 市社協の理事・評議員（区社協選出者を除く。）
 - (2) 区社協の役員
 - (3) その他、会長が特に必要と認める者
- 2 会長は、オブザーバーとして委員会に出席することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委員会終了までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を統括する。
- 3 委員長に事故があるとき又はかけたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

（部会）

第7条 委員会に部会を置く事ができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、部会を統括し所掌事務にかかる検討事項を委員会に報告する。

（事務局）

第8条 検討委員会の事務局は、総務課内に置く。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月25日から施行する。